

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	南越前町 404
地域名 (地域内農業集落名)	阿久和・杣山 (阿久和・杣山)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	50.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	50.9 ha
② 田の面積	50.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	40 ha
(参考) 区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) 一部耕作放棄地はあるが担い手対応できる集落内、山近くの小さい圃場が多く今後放棄される可能性はある。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・集落には担い手がおらず、他集落からの担い手が耕作している。
- ・獣害がひどい
- ・畔などから水漏れがある。・水が細く、水稻の作付けが困難な農地がある。
- ・形が小さく耕作が困難。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻を中心に作付けし、現状維持していく。
- ・排水路の整備や農道の拡張など、耕作しやすいよう基盤整備していく

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクを通じた担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	75.8 %	将来の目標とする集積率	75.8 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

地権者と耕作者の合意の下で農地の集約化やブロック化などを図り、農作業の効率化が図れる範囲で集約していく

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・若い担い手は集積集約を進めていきたいという思いがあり、条件があえば集積集約していく。 ・個人が自作している農地を手放す時期が分かれば、集約集積の計画が立てやすいが、現状を維持していく
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地中間管理機構を積極的に活用していく
(3)基盤整備事業への取組
担い手や地域のニーズを踏まえながら、基盤整備を検討していく。 ・用排水の老朽化にともなう整備 ・農道の整備・拡張 ・排水路と農道とが入り組んでおり、機械が入りにくい ・排水がパイプを使っているため、老朽化により所々でヒビが入り水漏れがあり、土手の草刈りも邪魔になり時間が係る
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・安定した農地の受け渡し、また農業経営を継承していけるよう、関係機関と連携し農業技術などの維持を目標に農業者育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
・希望があった場合、シルバー人材センターなどの農作業委託を活用していく。 ・小規模農家の転作(大麦、そば、大豆)を支援するため、JA・(株)越前たけふファームが収穫作業を受託する。 ・水稲・麦・大豆・そばの乾燥調製については、JAがこれまでのとおり受託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①鳥獣被害防止対策として適正な侵入防止柵の設置、維持管理、放任果樹等の伐採や草刈りなどの生息環境管理を継続する。町の有害鳥獣捕獲事業に協力し、鳥獣被害の軽減を図り、荒廃農地を発生させないよう保全・管理を行う。				
②持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷に配慮した生産活動を推進する。				
③労働環境の改善や労働力不足の解消を図るため、スマート農業機械の導入を推進する。				
⑦水路の維持管理、圃場や農道の草刈りなど継続していく。				
⑨農地転用(開発行為)による耕作農地が減ることへの耕作者への補償問題。農地の所有者だけでなく、耕作者に対しての小作料の補償をいかに確保していく。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	担い手A	水稲等	21.0 ha	ha	水稲等	21.0 ha	ha	A	
認就	担い手B	水稲等	0.5 ha	ha	水稲等	0.5 ha	ha	B	
認農	担い手C	水稲等	1.4 ha	ha	水稲等	1.4 ha	ha	C	
認農	担い手D	水稲等	5.5 ha	ha	水稲等	5.5 ha	ha	D	
認農	担い手E	水稲等	0.6 ha	ha	水稲等	0.6 ha	ha	E	
利用者	担い手F	水稲等	9.0 ha	ha	水稲等	9.0 ha	ha	F	
利用者	担い手G	水稲等	0.8 ha	ha	水稲等	0.8 ha	ha	G	
利用者	担い手H	水稲等	1.4 ha	ha	水稲等	1.4 ha	ha	H	
利用者	担い手I	水稲等	0.3 ha	ha	水稲等	0.3 ha	ha	I	
利用者	担い手J	水稲	1.9 ha	ha	水稲	1.9 ha	ha	J	
利用者	担い手K	水稲等	0.6 ha	ha	水稲等	0.6 ha	ha	K	
利用者	担い手L	水稲	1.8 ha	ha	水稲	1.8 ha	ha	L	
利用者	担い手M	水稲等	1.6 ha	ha	水稲等	1.6 ha	ha	M	
利用者	担い手N	水稲等	0.1 ha	ha	水稲等	0.1 ha	ha	N	
利用者	担い手O	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	O	
利用者	担い手P	水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	P	
利用者	担い手Q	水稲	3.2 ha	ha	水稲	3.2 ha	ha	Q	
利用者	担い手R	水稲、大豆等	0.2 ha	ha	水稲、大豆等	0.2 ha	ha	R	
利用者	担い手S	水稲	0.3 ha	ha	水稲	0.3 ha	ha	S	
計	19経営体		50 ha	0 ha		50 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	南越前町シルバー人材センター	草刈り作業等	水稻等
2	越前たけふ農業協同組合	収穫作業等	麦、そば、大豆等
3	(株)越前たけふファーム	乾燥調製作業等	水稻、麦、そば、大豆等

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。